| 令和3年度の調達改善計画 _{東点 # 漢} | | | | | | | · |] Jæ |
|-----------------------------------|----------------|--|--|--|--|---|--|-----------------------------------|
| 重点 的な 取組 | 共通 的な 取組 | 取組の項目 | 具体的な取組内容 | 重点的な 取組の 選定理由 | 難易度 | 取組の 開始年度 | 取組の目 (原則、定量的 に記載) | 目標達成予定時期 |
| 的取 O | 0 | 国 調善け査の【達会審び調央委等を 違にた管充共委事合公達監員後の的 改向審理実調員前及共中視会審積活 | 1. 公共調達委員会(事前審査) 公共調達に成体を厚生労働名独自の取組として「公共調達委員会」において、調達手続き開始前に所要の改善・指導を行い、その結果を調達に反映させることにより、公共調達の手続きの加工性及び競争性の確保に努める。調達に当たっては、公共調達委員会の審金・飛起を終われば調査手続きに着手できないものとし、これにより、調査部局の担当編員はもとより、配き合かに職員を体の調達改善への意識の向上を図る。また、次回の調達の際に前回の調達結果を報告させるとともに、一者応礼となった案件については、調達部局において一者に私の要因を分析し、対応方針を検討した上で、同委員会で更なる課題等がないかを含め審査を行うことにより、一者応礼の更なる改善を図る。 2. 公共調達中央監視委員会(事後審査) 公共調達中央監視委員会において、課達についての事後審査を行い、同委員会の意見及び提言を次回の舗達又は類似の調達に反映することにより、PDCAサイクルを通じた調達改善を図る。特に、公共調達委員会において改善措置を講ずることが指摘された案件については、当該委員会での指摘事項等が調達結果にどのように反映されたかを含め、公共調達中央監視委員会で審査を行う。 3. 公共調達委員会等の審査結果を踏まえた対応 (1) 一者応礼等への対応 の大田、「「「「「「「「「「「」」」」」、「「「」」、「「」」、「「」」、「「」」 | 選 「 | A+ | 開始 は では では できまれる では できまれる できまれる できまれる できまれる できまれる いっぱい でき でん いっぱい でん いっぱい いっぱい でん いっぱ でん いっぱ でん いっぱ でん いっぱ でん いっぱ でん いっぱ しょう いっぱい しょう いっぱい しょう いっぱい しょう しょう いっぱい しょう いっぱい しょう | に こう | 予定時其 |
| | | | (5)調達スケジュール等の見直し 公告期間の延長、説明会の開催、説明会から入札・技術提案期限までの期間の延長、又は調達手続の時期の前倒し等により参加 希望者の準備期間を十分に確保できるか。 (6)調達情報の周知の徹底 業界団体との連携、各種広報ツール(HP、業界紙への掲載等)の活用を行っているか。 (7)業務内容の理解の促進 新規参入者が業務内容を正確に理解するため業務説明会の開催、実施要領の作成・配付、過去の業務実績又は現行業務の情報 閲覧等を行っているか。 (8)調達内容に応じた適切な調達方法の活用 (2)随意契約への対応 | 審査を行う 公共調達委 員会にお事項 る指摘達結 等が調達結 果にどのよう | | | 行うことにより 調達コストの改善を図る。 公共調達中 | |
| | | | (3)価格交渉を含む随意契約 特殊な技術・設備が求められる調達等で、そもそも特定一者以外には履行し得ないと考えられるものについては、公共調達委員会の審査を経たうえで、必要となる技術等を明示した上で公募を実施し、一者であることが確認された場合には、「価格交渉を含む随意契約」手続きにより、一者応札等の改善と合わせて、経済性の確保に努める。 4. インターネットによる価格調査 数多くの取引価格の比較がインターネットを利用して容易にできる大量生産品について、市場価格よりも大幅に高額で調達しているケースがないかチェックし、合理的理由の存否を確認し、予定価格や調達仕様書の見直し等の改善を図る。 5. 調達事務の進捗管理会計事務の適正化の取組や早期発注を図る観点から、今後は、公共調達委員会の審査対象となる契約については、一元的な調達事務の進捗管理を行う。 | 位置づけるもの。 | | | | |
| | 0 | 善に向 けた取 組 | 前掲のとおり。 2. 調達前自己チェックプロセス 前回一者応札となった案件について、チェックリストを活用した調達前自己チェックプロセスを導入。 3. メールマガジンによる情報提供 入札情報を配信登録者へ配信し、入札参加を促し、一者応札の改善に努める。 4. 分野別の入札公告の掲載 ホームページ上の調達情報一覧について、入札参加希望者が情報を入手しやすくなるよう分野別に掲載することにより、一者応札の改善に努める。 5. 内部監査 | では、これでは、これでは、これで、これで、これで、これでは、これでは、これでは、 | 直競い(入競しのこと調さし争約般、にる然応て、競され) にる然応て、競い は | メールマガジン 平成26年度 分野別の入 札公告の掲 | 札であった調達 れでにつりは、 全でにつりは、 を がいている。 がいている。 がいている。 がいている。 がいている。 がいている。 がいている。 がいでする。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 | 達、を ク施 配っ お者! ス 令月 和末 年で |
| | | | (2)公共調達委員会の審査対象とならない調達案件について、専門の職員による個別の調達指導を行うことにより調達担当職員の調達改善に向けた意識改革を図る。 (3)監査や指導結果について、フォローアップを行う。 〈主な取組〉 ・一者応札等となった調達案件については、その内容や契約の相手方となり得る地域での経済活動の状況などについて点検・要因分析を行った上で、複数入札が見込まれるように調達方法の工夫、調達内容、仕様等の改善を指導する。 ・連続して2回以上一者応札等となったものについて等級拡大を行うよう指導する。 ・調達案件の説明会に参加したにもかかわらず応札しなかった業者に対してアンケート等を実施し、要因を分析・把握するよう指導す | いて態か余いれ取位もな保いものが、が認重みでいる。かけいという。というできる。というできる。というできる。というできる。 | | 載 令和元年度 専門の職員 による調達 指導 平成23年度 | いて、前回一者 応札等から複 数応札等へ改 善を図るよう指 | |

| | 令和3年度の調達改善計画 | | | | | | | |
|----------------|----------------|---------------------------|--|--|-----|---|--|---------------|
| 重点 的な 取組 | 共通 的な 取組 | 取組 の項目 | 具体的な取組内容 | · · · · _ · | 難易度 | 取組の 開始年度 | 取組の目標 | |
| 取組 () | | 随意契の改善 | (2)公共調達委員会の審査対象とならない調達案件について、専門の職員による個別の調達指導を行うことにより調達担当職員の調達改善に向けた意識改革を図る。 (3)監査や指導結果について、フォローアップを行う。 | 選 随競なる止じがの必こ要しる 意争い価まるあ見要かな位め 契がこ格りおり直でら取置の 約働とのがそ、しあ、組づ | A+ | 専門の職員 による調達 指導 平成23年度 | (| 令和4年3 月末まで |
| 0 | | 公達正画のな等 共の化競適実) 調適企 | 書面で提出させ、将来的に一般競争入札へ移行した際に適正な価格設定ができるよう努める等、経済性の確保を徹底する。また、研究開発、調査、広報の業務委託については、一般競争入札(総合評価落札方式)によることとし、新規の事業など、入札のための仕様が確定していないことを理由として企画競争は認めないこととし、行政補助的な業務(例えば、会議の運営業務や研修実施事業等)については、新規の事業を除き、企画競争は認めない。 更に、総合評価落札方式及び企画競争の実施にあたってのルールに基づき、チェックリストを活用し、引き続き、公共調達の適正化を図る。 | はる素な約を定とあ募るいま余らら組づ企価競がいで踏的がりと調現え地れ、とけ画格争含随あまに必、な達状、がる重しる競にのま意るえ行要一っがを改認と安位の争よ要れ契と限うで応い多踏のかか取置。 | A+ | | 公共調達委 公会に審査のは 会に審査のでは 会に 会議を でいた を で で で で で で で で で で で で で で で で の う 。 を 行 う。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。 | 令和4年3 月末まで |
| | 0 | 地分等け組方部にるの進支局お取推 | 1. 公共調達委員会等による取組 前掲のとおり。 2. 内部監査 前掲のとおり。 3. 共同調達 引き続き、共同調達を実施することとし、調達品目や実施部局の拡充を検討のうえコスト削減や事務の効率化を図る。 特に、電力については共同調達(または一括調達)を行うことを検討する。 ※実施済の品目:汎用的な物品・役務の調達のうち「事務用消耗品等」他5品目 | | A+ | | 共て署大達参よメでり合庁る務を同はほきグ加りいきま同等等コ図調、どなルすストると庁にをスる達規模同プこ一享め害管定討削つ模 に関 しましま いまない ままれ から とり きょう は まま か ま | 令和4年3月末まで |
| | 0 | 電力調 達、ガス 調達の 改善 | 1. 電力調達(少額随意契約を除く) 大規模庁舎(特定高圧の庁舎及び高圧の庁舎)に係る電力調達については、既に一般競争入札を実施しているところであり、引き続き一般競争入札を実施し、コスト削減に努める。また、平成8年4月からの電力が売全面自由化により、小規模庁舎(低圧の庁舎)に係る電力調達においても、競争性を高めるための方策に取り組み、可能なものから一般競争入札への移行に向けて取り組むとともに、共同調達等の実施によるコスト削減を図る。 2. ガス調達(少額随意契約を除く) 大規模庁舎等(年間契約数量10万㎡以上)に係るガス調達については、既に一般競争入札を実施しているところであり、引き続き一般競争入札を実施し、コスト削減に努める。また、平成29年4月からのガスが売全面自由化により、小規模庁舎(年間契約数量10万㎡未満)に係るガス調達においても、競争性を高めるための方策に取り組み、可能なものから一般競争入札への移行に向けて取り組むこととする。 3. 再生可能エネルギー電力調達及び電力調達の更なるコスト削減 競争性確保やコスト上昇に留意しつつ、再生可能エネルギー比率30%以上の調達に努めるとともに、より一層のコスト削減を図るため、異なる一般送配電事業者の供給区域にある施設を一つの契約にまとめた電力調達を検討し、実施可能な場合は、一つの契約にまとめた電力調達を検討し、実施可能な場合は、一つの契約にまとめた電力調達を検討し、実施可能な場合は、一つの契約にまとめた電力調達を検討し、実施可能な場合は、一つの契約に | | В | (小規模) 平成28年度 2. ガス調(小規模) 平成29年 3. 令和3年 度 | 「係及に続入つ改」係及にな競移取、や留生ギ以努に送のあのた行大るびつき札、善小るびつも争行り競コ意可一上め、配供る契電う規電ガい一を一を規電ガいの入に組争スし能比のる異電給施約力、使力スて般実者図模力スてか札向む性トつエ率調とな事区設に調庁調調、競施応る庁調調、らへけ。確よつネ3達も一業域をま達舎達きのの「に | 令和4年3月末まで |

| 令和3年度調達改善計画 | | | | | |
|--|----------------|--|--|--|--|
| 具体的な取組内容 | 新規 継続 区分 | | | | |
| <国庫債務負担行為の活用> 複数年度契約による調達が可能と思われる案件について、国庫債務負担行為の活用の必要性を検討する。 | 継続 | | | | |
| <情報システム分野に係る調達> 公共調達委員会において一者応札への対応や競争性の確保について審査する。 公共調達中央監視委員会の第二分科会(情報システム関係等を中心に審査する分科会)において、予定価格の積算の妥 当性等についての検証(事後検証)を行う。 | 継続 | | | | |
| <庁費関係のうち、汎用的な物品・役務の調達(本省分)> 予算執行の効率化の要請の強い庁費関係のうち、汎用的な備品費、消耗品費及び雑役務費について、共同調達を実施 し、対象品目については、以下の7品目で行うこととし、コスト削減や効率化を図る。 ①事務用消耗品等(コピー用紙含む)②蛍光灯 ③新聞切り抜き ④配送 ⑤トイレットペーパー ⑥災害備蓄用品 ⑦ガソリン | 継続 | | | | |
| <クレジットカード決済> コスト削減のため、引き続き、ETCカードを活用した高速料金の支払い、水道料金及び電気料金のクレジットカード決済を 実施する。 | 継続 | | | | |
| <予算の支出状況に係る情報公開の取組> 厚生労働省独自の取組として、1件100万円以上の支出案件について、インターネットの専用サイトを構築し、①契約の相手方、②物品購入や印刷物等の契約内容、③支払総額の契約相手方の順位等について、検索機能を付与し、自由に検索閲覧可能。 | 継続 | | | | |
| <遊休資産の売却等の促進> 厚生労働省独自に「遊休資産に関する省内プロジェクトチーム」を設置し、厚生労働省保有の遊休資産の実態を調査。処 理計画を策定し、売却等を進める。 | 継続 | | | | |
| <人事評価への反映> 厚生労働省における組織目標として、人材育成等及び職員の能力向上のための取組に、「コスト意識」の向上等を盛り込み、それぞれの組織、職階に応じた目標を明確化し、各職員ごとの目標設定を行い、人事評価を実施することにより、職員の意識改革によるコスト削減を実現する。 | 継続 | | | | |
| <調達担当職員の意識改革・能力向上> 調達担当職員を対象に、専門家の講師を招いて、入札や企画競争等の適正な実施を徹底するために職員研修を実施する。 また、会計法令の遵守及び会計事務に関する必要な知識の習得のため、本省において契約に携わる全ての監督・検査職員に対する実務研修を実施する。 | 継続 | | | | |
| <業者の選定方法の厳格化> 契約の適切な履行及び成果物の質を確保するため、個人情報を取り扱う業務等について一般競争参加資格等級の指定 を厳格化する。 | 新規 | | | | |
| <契約に反する再委託の防止> 適正な履行の確保を図る観点から、原則、履行開始時(契約後約1月以内)に監督職員等による立入調査を実施し、契約 に反する再委託等が行われていないか確認を行う。 | 新規 | | | | |
| <成果物の確認> 検査職員による成果物の検査に当たり、契約の内容に応じ、全数検査又はサンプル検査のいずれかを行うことに加え、検 査終了後、事業担当部局の課室長等管理監督者による納品確認を行うことにより、成果物の質の向上を図る。 | 新規 | | | | |